

平成27年 7月16日

居宅介護支援事業所代表者 様

介護予防支援事業所代表者 様

刈谷市長 竹 中 良 則

(公 印 省 略)

介護保険住宅改修支援業務補助金の交付申請について (通知)

日頃は本市の介護保険事業に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援等を受けていない要介護被保険者等に住宅改修が必要な理由書を作成した場合に交付する介護保険住宅改修支援業務補助金について、下記のとおり申請書類を変更しますのでご注意ください。

なお、変更後の申請書類は刈谷市ホームページからダウンロードもできます。

また、補助制度の内容は下記のとおりとなりますので、ご確認のうえ対象となる場合は申請してください。

記

1 申請書類の変更

(1) 変更時期 平成27年8月1日以降の申請書提出分から

(2) 内 容 提出書類を、補助金交付申請書兼実績報告書と請求書の2点から、補助金交付申請書兼請求書(別添参照)の1点に改める。

(参考) 提出書類一覧

平成27年7月提出分まで	平成27年8月提出分から
・ 補助金交付申請書兼実績報告書 ・ 請求書	・ 補助金交付申請書兼請求書(注)

(注)申請書の訂正方法について、申請額は訂正できないため、訂正が必要な場合は申請書を再作成してください。その他の項目は申請者印による直接訂正又は捨印により訂正することができます。

## 2 制度の内容

### (1) 補助対象等

次の要件のアイ両方に該当する住宅改修が必要な理由書（以下「理由書という。）を作成した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に、当該理由書の作成1件につき2,000円を補助します。

ア 理由書を作成する際に他事業所も含めて居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない要介護被保険者等に対して理由書を作成し、作成した月に当該事業所が居宅介護支援又は介護予防支援を提供していないこと。

イ 理由書が介護保険住宅改修費の支給申請に添付されていること。

### (2) 申請方法

理由書を作成した翌月から当該理由書に係る住宅改修の完了報告がされた日の翌月末までに、同月に申請する分をまとめて申請してください。

完了報告された日の翌月末を過ぎた場合は補助対象となりません。

### (3) 留意点

ア 作成依頼をされた際は、依頼者が他事業所から居宅介護支援又は介護予防支援を受けていないか確認してください。（※他事業所から居宅介護支援又は介護予防支援を受けている場合は補助対象となりません。）

イ 補助金交付申請書兼請求書は、申請額を請求額として取り扱うため、申請額を訂正することができず、訂正が必要な場合は作成し直していただくこととなります。

なお、申請額以外の項目は、申請者印による直接訂正又は捨印により訂正できます。

連絡先 長寿保険部長寿課介護認定給付係

電話 0566-62-1013

FAX 0566-24-2466

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp